

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年8月29日
【会社名】	Shinwa Wise Holdings株式会社
【英訳名】	SHINWA WISE HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 健治
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長高橋健治は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年5月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社のうち5社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告に対する金額的及び質的影響を考慮し、各事業拠点の売上高を基準として、当社、Shinwa Auction株式会社、Shinwa Prive株式会社、Shinwa ARTEX株式会社及びアイアート株式会社の売上高合算が当連結会計年度の連結売上高の2/3以上となることから、当社、Shinwa Auction株式会社、Shinwa Prive株式会社、Shinwa ARTEX株式会社及びアイアート株式会社の5事業拠点を「重要な事業拠点」としてしております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」「オークション未収入金」「売掛金」「商品」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、引当金や税効果、固定資産の評価など、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長高橋健治は、2025年5月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

特記すべき事項はありません。

5【特記事項】

当社は、2024年9月6日に受領した第三者委員会調査報告書にある通り、当社の連結子会社であるShinwa Prive株式会社において発生したプライベートセールに関する不適切な会計処理を確認し、過年度決算訂正を行い2024年11月1日及び11月5日付で訂正報告書を提出いたしました。

また、2024年12月19日付で東京証券取引所に提出した改善報告書及び2025年7月3日付で東京証券取引所に提出した改善状況報告書にある通り、内部統制上の不備とその原因を認識し、再発防止策を策定、実施しております。

具体的な再発防止策とその実施状況は以下の通りとなっております。

（1）コンプライアンス及びリスク管理体制の再構築

当社の内部統制及びガバナンス体制に対する当社のステークホルダーからの信頼を回復することを目的として、2024年9月18日付でガバナンス委員会を設置し計8回開催、設置目的に係る答申を行い2024年12月18日解散しました。

第三者委員会からの調査結果および再発防止のための提言を踏まえて、再発防止に向けた具体策の立案に加えコンプライアンス体制の強化に関する各種施策について速やかに検討を行うことを目的として、2024年9月18日付でリスクコンプライアンス委員会を設置し、本内部統制報告書提出時点までに計18回開催しております。

（2）不祥事再発防止のための業務フローの改善（含む、職務権限規程の改訂・業務フローの改善及び規程の改訂）

2024年12月24日付で職務権限関連規程（稟議規程・印章管理規程・販売管理規程）を改訂しました。

2024年12月24日付で販売管理規程・文書取扱規程を改訂し、契約書の作成・管理に関する仕組みを構築しました。この仕組みの中で、買戻特約のような特殊な契約を締結する場合の手順の明確化も行っております。

今後は統合型ERPの導入を意識したシステム全体の改修プロジェクト化を視野に入れながら、まずは入在庫・在庫管理システムと経理在庫システムのデータ連携を図るシステム改修の初期検討に着手しました。

（３）役職員への実効性ある研修・教育の実施

2024年12月24日及び25日に全役職員向けコンプライアンス研修を実施、当事業年度においても年２回（7月29日30日開催済み及び2026年2月開催予定）の頻度で役職員向けコンプライアンス研修を開催予定です。

（４）内部監査部門の組織体制の再整備

2024年11月29日付で専任の内部監査室長を採用、加えて2025年2月25日付で前経理部長を専任の内部監査室部長に異動させ、従前からの兼務者を加え内部監査室に専任者2名・兼務者1名計3名体制を構築しました。

その後第2線強化を目的として、2025年6月1日付で内部監査室長と内部監査部長を交代させ、前内部監査室長を総務人事部兼務とし、監査指摘事項の対応にも当たらせる体制に改善しております。

（５）グループ経理規程関連の改訂

2024年9月及び2025年6月にグループ経理規程の改訂を行い、経理処理の明確化がなされました。

（６）公益通報者規程の改訂及び周知徹底

2024年11月15日付で内部通報制度規程を改訂し、総務人事部及び常勤監査役に加え、顧問弁護士を窓口とする外部通報窓口を新たに設置しました。この事実を周知徹底するため、2025年1月10日付書簡を発出するとともに、全役職員がアクセスできる共同フォルダ内にも明示的に格納いたしました。

以上の結果、前事業年度末において開示すべき重要な不備と判断したものは、当事業年度において是正されており、当事業年度末日時点における財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。